

## ■記名国債振替預入規定

### 1 記名国債の元利金の振替預入

記名国債の元利金の振替預入（以下「このサービス」といいます。）は、当行の本支店若しくは出張所又は郵便局（以下「本支店等」といいます。）を支払場所として指定した記名国債（当行所定のものに限り、）の元金又は利子（次条、第3条及び第8条において「元金」といいます。）を、記名国債の権利者として記名国債証券に記載されている者（以下この条、次条及び第8条第3項において「記名者」といいます。）があらかじめ指定した記名者名義の通常貯金に振り替えて預入する取扱いです。

### 2 記名国債の元利金の振替預入の取扱い

- (1) このサービスを受けようとするときは、直近の支払開始日の1か月前までに当行所定の書類に氏名その他必要事項を記入し、当行所定の本人確認書類を提示のうえ、記名国債証券及び通常貯金の通帳（第8条第1項及び第2項において「通帳」といいます。）を添えて、記名者が元利金の支払を受ける本支店等としてあらかじめ指定した本支店等（第7条並びに第8条第1項及び第2項において「支払店等」といいます。）に提出してください。
- (2) 前項により提出された記名国債証券は、当行において保管するものとし、保管証書（記名国債証券の保管の取扱いの証をいいます。以下同じとします。）を記名者に交付します。

### 3 預入の成立

このサービスに係る元利金は、毎支払期の支払開始日に、その金額をもって通常貯金に預入されたものとし、

### 4 保管証書の提出

当行は、必要があるときは、保管証書の提出を求めることがあります。

### 5 証明資料の提示等

- (1) このサービスに係る各種の請求、届出その他の手続をする者が、正当権利者であることを確認するため、本支店等において当行所定の証明資料の提示を受ける方法その他当行所定の方法により確認を求めることがあります。
- (2) 前項により証明資料の提示等を求められた場合において、各種の請求、届出その他の手続をする者がこれに応じないときは、当行又は日本郵便株式会社は請求、届出その他の手続をする者がこれに応じるまでの間、請求、届出その他の手続を拒むことができるものとし、

### 6 届出事項の変更

- (1) 保管証書を失ったとき又は氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、当行所定の方法により、直ちに書面によって届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当行及び日本郵便株式会社は責任を負いません。

(2) 前項の届出をするときは、保管証書（保管証書を失った場合を除きます。）を提示してください。

## 7 保管証書の再交付

保管証書を失ったとき又は保管証書が汚染し若しくはき損したときは、当行所定の書類に記名し、当行所定の本人確認書類を提示のうえ、保管証書（保管証書を失った場合を除きます。）を添えて支払店等に提出してください。この場合、元の保管証書は、これを使用することはできません。

## 8 記名国債の元利金の振替預入の廃止

(1) このサービスを廃止しようとするときは、当行所定の書類に氏名その他必要事項を記入し、当行所定の本人確認書類を提示のうえ、保管証書及び通帳を添えて支払店等に届け出てください。

(2) このサービスに係る通常貯金について、全部払戻しの請求があったとき、通常貯金規定第14条（全部払戻し等）第4項から第6項までにより全部払戻しとされたとき又は当行所定の取扱いがあったときは、このサービスの廃止の届出があったものとして取り扱います。この場合、保管証書及び通帳を支払店等に提示してください。

(3) 第1項の廃止の届出があった場合又は前項により廃止の届出があったものとされた場合は、後日、記名者あてに記名国債証券を送付します。

## 9 通知等

当行は、届出のあった氏名及び住所にあてて通知し又は送付書類を発送すれば足り、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

## 10 規定の適用

このサービスには、この規定のほか、「通常貯金規定」が適用されます。ただし、通常貯金規定とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとします。

## 11 規定の改定

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行所定のホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

## 附 則

（実施期日）

1 この改正規定は、2021年10月1日から実施します。

（経過措置）

2 (1) 2021年4月1日において既に発行が開始されている記名国債については、第2条、

第7条及び第8条中の「当行所定の本人確認書類を提示のうえ」とあるのは「届出印を押印のうえ」と読み替えるものとします。

- (2) 2021年4月1日において既に発行が開始されている記名国債について、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそれにより生じた損害については、当行及び日本郵便株式会社は責任を負いません。